

意見募集する案の概要等

計画等の案の名称	島田市耐震改修促進計画（第3期計画）（案）
趣旨	<p>本市では、平成28年度に令和2年度までの5年間を計画期間とした「島田市耐震改修促進計画（第2期計画）」を策定し、市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を中心とした防災・減災対策を計画的に推進してきた。</p> <p>この度、前計画が令和2年度末で満了することから、耐震化の現状や課題を踏まえ、令和3年度からの運用に向けて、新たに5カ年を計画期間とする「島田市耐震改修促進計画（第3期計画）（案）」を策定するためパブリックコメントを実施する。</p>
案のポイント	<p>地震による建築物の倒壊等の被害から「一人でも多くの市民の命を守る」ことを基本方針として定め、以下の2つの柱を総合的に取り組む。</p> <p>（1）建物の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震被害の低減 ・発災後の対応の円滑化 <p>（2）命を守る対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住み替えや耐震シェルター・防災ベッド等の対策を実施
論点	<p>「想定される地震の規模と被害」及び「耐震化の現状と課題」を踏まえた以下の3点について、意見を募集したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標の設定（第4章） ・基本的な取組方針や施策（第5章） ・啓発及び知識の普及に関する取り組み（第6章）
経緯等	<p>発生の切迫性が指摘されている南海トラフ巨大地震が発生した場合、1人でも多くの市民の生命を守るために、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。本計画は、耐震診断及び耐震改修を中心とした防災・減災対策を計画的に推進するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条第1項」に基づき策定する。</p>
スケジュール （予定）	<p>パブコメ実施 令和3年2月15日から令和3年3月16日 施行 令和3年4月1日</p>
関係法令等	<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律 静岡県耐震改修促進計画</p>